

(3) 自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院）

都道府県の指定を受けた指定医療機関で、心身の障がい除去・軽減するために必要な医療を受ける際の医療費の助成を行います。

■ 対象者

【育成医療】

身体に障がいを有する18歳未満のお子さんで、その障がいの除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できるお子さん

例：人工内耳埋込手術、関節形成手術、腎臓移植手術 など

【更生医療】

身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方で、その障がいの除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方

例：外耳道形成手術、人工関節置換手術、ペースメーカー埋込手術 など

【精神通院医療】

精神疾患により、継続的な通院による精神療法や薬物療法の治療を受けている方、デイケア、訪問看護を利用されている方（薬剤含む）

例：統合失調症、うつ病、てんかん など ※入院時には利用できません。

■ 申請に必要なもの

- ・ 自立支援医療支給認定申請書
- ・ 指定医療機関による医師の診断書
- ・ 健康保険証
- ・ 印かん
- ・ 申請者及び同一保険加入者のマイナンバーが確認できるもの

■ 費用

原則として医療費の1割が自己負担となります。世帯の所得等に応じて下表のとおりひと月あたりの上限額を設定しています。（所得状況により対象にならない場合があります。）

生活保護世帯	一定所得以下		中間所得層		一定所得以上	
	市町村民税非課税世帯 本人収入 ≤ 80万	市町村民税非課税世帯 本人収入 > 80万	市町村民税 < 33,000円 (所得割)	33,000円 ≤ 市町村民税 (所得割) < 235,000円	(235,000円 ≤ 市町村民税 (所得割))	
生活保護 負担0円	低所得1 負担上限額 2,500円	低所得2 負担上限額 5,000円	【育成医療】 中間所得層1 負担上限額 5,000円	【育成医療】 中間所得層2 負担上限額 10,000円	公費負担対象外 (医療保険の負担割合・負担限度額)	
			【更生医療・精神通院医療】 負担上限額：医療保険の自己負担限度額			
			重度かつ継続（※）			
			中間所得層1 負担上限額 5,000円	中間所得層2 負担上限額 10,000円		一定所得以上（重継） 負担上限額 20,000円

※「重度かつ継続」の範囲

○ 疾病、症状等から対象となる方

[更生・育成] じん臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能（心臓移植後の抗免疫療法に限る）・肝臓機能（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）障がいの方

[精神通院] ①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい、薬物関連障がい（依存症等）の方

②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した方

○ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方

[更生・育成・精神通院] 医療保険の多数回該当の方

■ 問合せ先

障がい福祉課 tel 0299-90-1137（直通） fax 0299-77-5844

(4) 指定難病特定医療費の給付

対象疾病（令和3年1月1日から医療費助成制度の対象疾病が338疾病に拡大）に罹患し、医療機関においてその治療をしている方に対する医療費の補助制度です。

■ 対象者

指定難病に罹患している方で、かつ病状が一定の基準を満たす方（国の定めた診断基準を満たす方）又は申請の月を含めた過去12か月以内に医療費総額が33,330円を超える月が3回以上あった方

■ 問合せ先

潮来保健所 健康増進課 tel 0299-66-2118 fax 0299-66-1613

(5) 小児慢性特定疾病医療費の給付

小児慢性特定疾病に対する医療費の補助制度です。

■ 対象者

18歳未満で、小児慢性特定疾病に罹患しているお子さんで、一定の基準を満たす方（18歳以降も、18歳に達する日前から引き続き小児慢性特定疾病医療支援を受けている場合は、20歳未満まで延長可能です。）

■ 問合せ先

潮来保健所 健康増進課 tel 0299-66-2118 fax 0299-66-1613

「指定難病特定医療費の給付」
「小児慢性特定疾病医療費の給付」
の窓口は、「潮来保健所」です。

市役所では、手続きができません。

